

船舶事故調査報告書

令和4年1月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年7月3日 10時02分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港外港北防波堤南東方沖 伏木外港北防波堤東灯台から真方位210° 310m付近 （概位 北緯36° 47.9′ 東経137° 04.4′）
事故の概要	遊漁船萬宝丸は、南東進中、また、プレジャーボートりゅうは、漂泊中、両船が衝突した。 りゅうは、船長及び同乗者が負傷し、左舷部の亀裂等を生じ、また、萬宝丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 萬宝丸、8.39トン TY2-1416（漁船登録番号）、個人所有 11.83m(Lr)×3.19m×0.98m、FRP ディーゼル機関、301kW（動力漁船登録票による）、昭和56年3月15日 第244-19191号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート りゅう、1.9トン 242-27390富山、個人所有 5.99m(Lr)×2.19m×0.79m、FRP ディーゼル機関、62.5kW、平成16年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月4日 免許証交付日 平成28年9月5日 （令和4年3月6日まで有効） B 船長B 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年10月7日 免許証交付日 平成29年3月27日 （令和4年10月6日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷2人（船長B、同乗者B）
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷部に亀裂及び擦過傷、キャビン上部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 波高 0.5m、潮汐 高潮時、 潮流 北流約0.5ノット（kn） 日出時刻：7月3日04時36分（伏木富山－伏木）
事故の経過	<p>A船は、船長Aが乗り組み、釣り客7人を乗せ、きすを対象とした遊漁の目的で、令和3年7月3日04時39分ごろ‘伏木富山港外港の万葉岸壁南東方沖の釣り場’（以下「本件釣り場」という。）に向けて富山県射水市新湊漁港区の岸壁をほかの2隻の遊漁船と共に出発し、04時55分ごろ本件釣り場で機関を中立運転として漂泊状態で遊漁を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室からの見通しについて、対水速力にかかわらずA船の船首方に死角が生じているので、遊漁中でもレーダーを1.5マイルレンジに表示させた状態とし、A船が本件釣り場で水深10m付近を保つように、魚群探知機に表示される水深を見ながら、時折、機関を使用して潮上りさせていた。</p> <p>船長Aは、09時30分ごろ、A船が船首を北方に向けた状態で、A船と庄川河口付近に位置する‘伏木航路第1号灯浮標’（以下「本件灯浮標」という。）との間に航行の支障となる船舶がないこと、及び、ほかの遊漁船がA船より西方にいることを視認した。</p> <p>船長Aは、釣り客に対し、A船の甲板上を自由に動き回ることを許可していたので、釣り客が落水しないように動静に注意をしながら漂泊を続け、10時00分ごろ遊漁の終了時刻になったので、釣り客に片付けを指示し、操舵室で舵輪の前に立ち、手動操舵で右舵をとり、機関レバーを半速力前進とした。</p> <p>船長Aは、釣り客3人を操舵室の前方の前部甲板、ほか4人の釣り客を後部甲板にそれぞれ座らせ、本件灯浮標の北方を通過して新湊漁港に戻ろうと、本件灯浮標の頭標を操舵室中央の窓に見て機関レバーを全速力前進とした。</p> <p>A船は、10時02分ごろ、船長Aが、船首方の死角を補う見張りを行わなかったが、引き続きA船と本件灯浮標との間に航行の支障となる船舶がないと思い、増速しながら南東進し、約6kn（対地速力、以下同じ。）でA船の左舷船首部がB船の左舷部に衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃で衝突したことに気付き、直ちに機関レバーを中立状態とし、左舷至近にB船が通り過ぎる状況を見て停船したのち、A船の釣り客に負傷がないこと及び船体の損傷状況を確認してB船に近づき、B船の乗組員の負傷状況及び損傷状況を確認した。</p>

船長Aは、自宅及び所属する漁業協同組合に本事故の発生を電話連絡した。

船長Aは、B船をえい航しようとB船にえい航索を渡したものの、船長Bから、B船が自力航行可能であるので、高岡市に所在するマリナー（以下「本件マリナー」という。）へ自走する旨を伝えられ、船長Bと連絡先を交換して別れ、新湊漁港へ向かった。

船長Aは、新湊漁港でA船の釣り客を下船させたのち、B船が沈没していないか心配になり、事故発生現場付近に戻ったが見当たらず、巡視艇が接舷している岸壁付近にA船で向かい、海上保安庁に118番通報した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、きすの流し釣りをを行う目的で本件釣り場に向けて04時00分ごろ法定灯火を表示させて小矢部川河口の船溜まりを出発し、本件釣り場に到着後、水深10m～15m付近で漂泊状態として流し釣りを開始した。

船長Bは、04時40分ごろ新湊漁港から出航したA船ほか2隻の遊漁船を認め、多数の釣り客を乗せた状態で向かってくると見えたので、釣り場が混雑することを避ける目的で本件灯浮標付近の釣り場に移動して釣りを行っていたが、09時30分ごろ本件釣り場付近を見たところ、B船が釣りをを行うのに十分な場所があると判断し、本件釣り場に向かった。

船長Bは、本件釣り場に向かう間、A船が東防波堤付近及びほか2隻の遊漁船が北防波堤南方付近で漂泊して遊漁を行っていた状況を視認しており、09時50分ごろ本件釣り場に到着して機関を停止し、船首を北西方に向けて漂泊状態とした。

船長Bは、遊漁船での遊漁終了時刻を知らなかったものの、遊漁船の船首方向が一定であった状態を認め、A船及びほか2隻の遊漁船が引き続き遊漁を続けると判断したので、B船に接近することはないと思い、右舷で機関室上部の蓋に右舷方を向いて座り、舷縁に釣り道具を並べて釣りの準備を行っていた。

船長Bは、B船の左舷で釣り準備を行っていた同乗者BからA船の接近に危険を感じる旨の報告があり、振り返って見ると、A船をB船の左舷船首方約20mに視認し、直ちに、キャビンの前に移動して大声で叫び両手を振った。

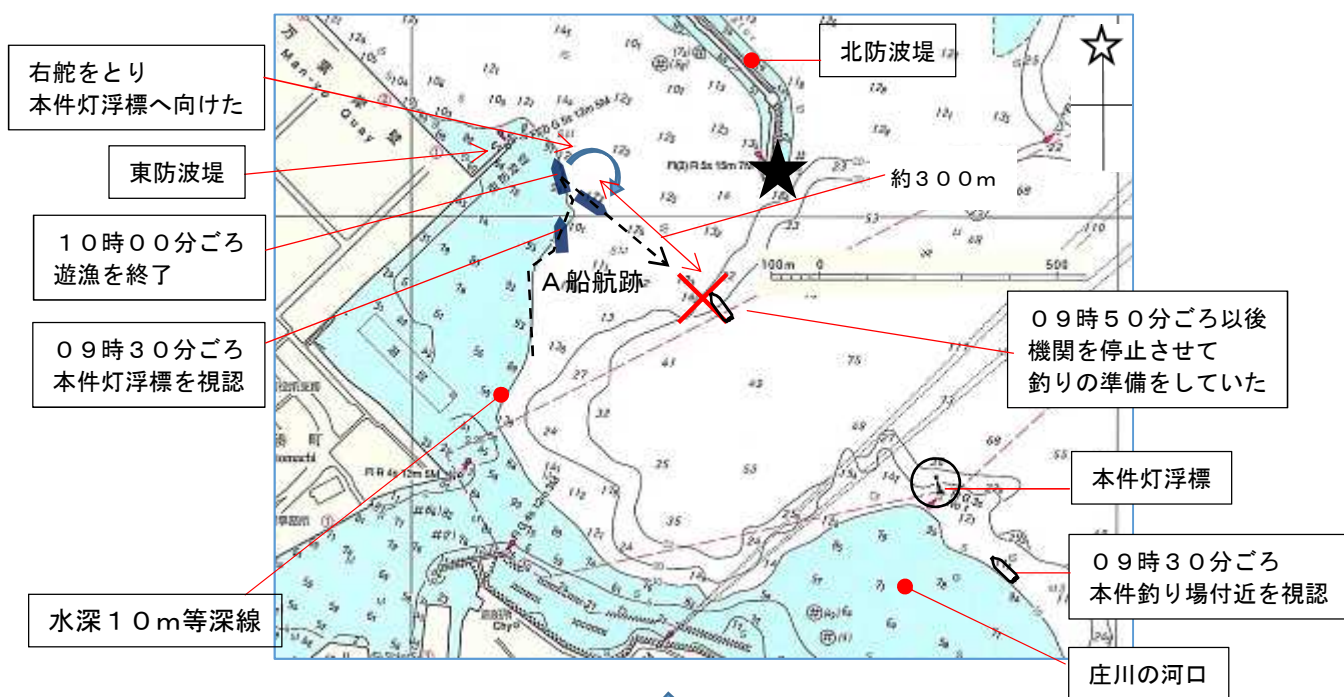
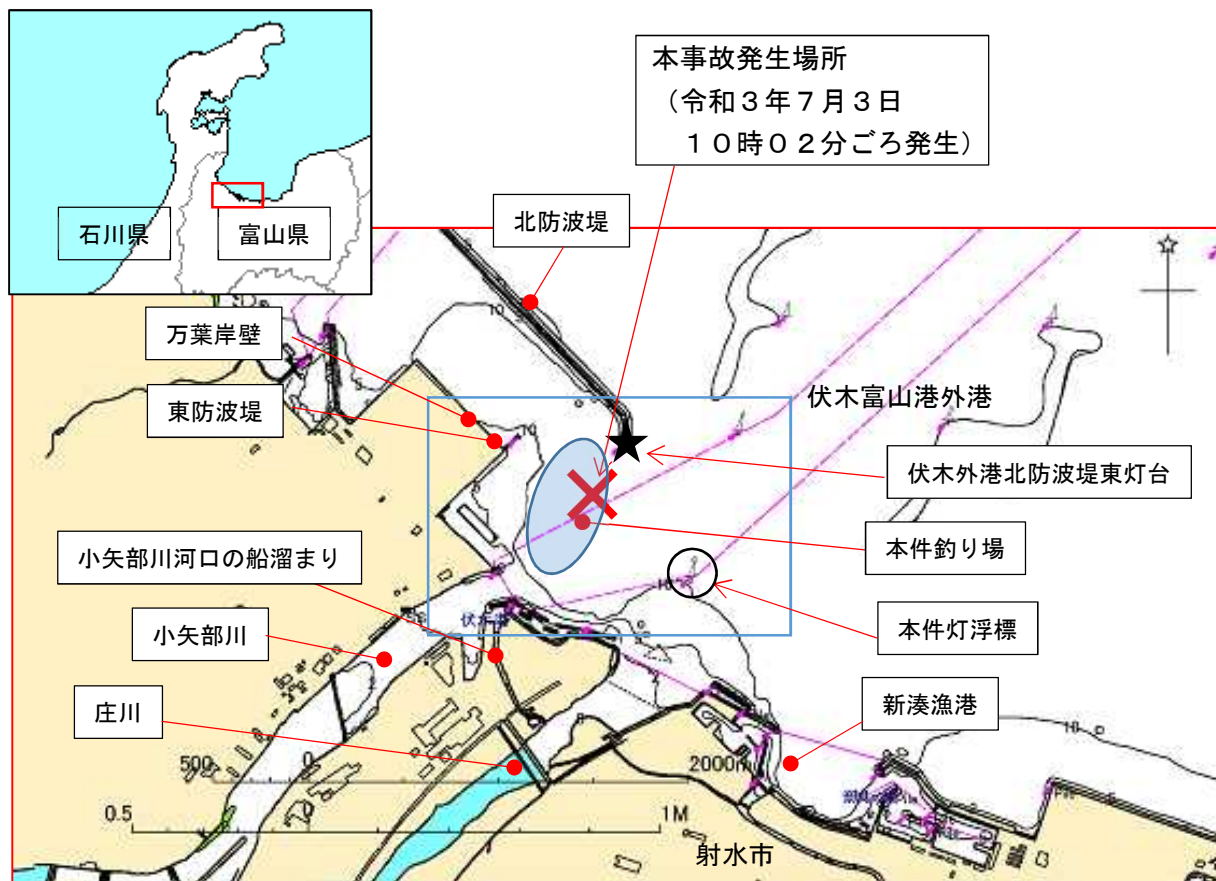
B船は、10時02分ごろ左舷部がA船の船首部と衝突したと同時に左舷に傾いて海水が浸入し、船長Bが左舷船尾にいた同乗者Bの方へ飛ばされ、また、同乗者Bが船長Bと当たったのち甲板上構造物で右肩を打った。

船長Bは、B船の船内に水が溜まっていることを認めると同時に、B船が沈没すると思った同乗者Bが、海に飛び込もうとしていたのを

	<p>制止して、船内及び機関室内に溜まった水を排水し、事故の発生を本件マリナーに連絡し、海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、船長Bが、主機を始動させたところ、航行可能であったので、自走して本件マリナーに向かった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 A船の死角状況、付図3 B船の一般配置図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件灯浮標は、やぐら形で、頂部に緑色円柱形の頭標を有し、平均水面から頭標の頂部まで6.8mの高さであった。</p> <p>A船と同時に出航したほか2隻の遊漁船は、5トン未満であった。</p> <p>A船は、係留中、船首の高さが水面上約2m、船橋での船長Aの眼の高さが水面上約2mであり、船長Aが操舵室で立った姿勢で船首方を見通した際、正船首方から両舷にそれぞれ約10°の範囲で死角が生じていた。</p> <p>A船は、衝突時、水面上約2mの高さに設置されている左舷船首の錨が、B船のキャビン上部に接触したのち、海面に落下し、合成繊維製の錨索が約15m伸出して停船した。</p> <p>船長Aは、遊漁を終了したのちも、A船と本件灯浮標までの間に他船がないものと思い込んでおり、レーダーの確認及び船首を振る等によって死角を補う見張りを行っておけばよかったと本事故後思った。</p> <p>A船の釣り客及び船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、B船に汽笛を搭載していたが、遊漁船には多くの釣り客が乗っていたので、汽笛を鳴らすよりも声や手を振ることで誰かが気付くと思い、キャビンの前に移動していた。</p> <p>B船は、キャビン上部が水面上高さ約2mの位置にあった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、伏木富山港外港内で遊漁を終了して南東進中、船長Aが、船首方の見通しに死角を生じている中、本件灯浮標の頭標を操舵室中央の窓に見て航行を続けたことから、漂泊中のB船に向かっていることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、遊漁中に本件灯浮標との間に航行の支障となる船舶がおらず、遊漁を終了後も引き続き本件灯浮標との間に航行の支障となる船舶がないと思ったことから、レーダーの確認及び船首を振る等の死角を補う見張りを行わず、本件灯浮標の頭標を操舵室中央の窓に見て航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、伏木富山港外港内で漂泊中、船長Bが、本件釣り場付近に</p>

	<p>A船を含む遊漁船を視認していたものの、B船に接近することはない と思い、漂泊を続けたことから、A船がB船の左舷船首方に向かって いる状況に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本件釣り場で漂泊する前に、A船を含む遊漁船が漂泊し て遊漁を行っている状況を視認し、遊漁船での遊漁終了時刻を知らな かったものの、遊漁船の船首方向が一定であった状態を認め、引き続 き遊漁を行うと判断したことから、遊漁船がB船に接近することはない と思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、伏木富山港外港内において、A船が南東進中、B船が漂 泊中、船長Aが、船首方の見通しに死角を生じている中、本件灯浮標 の頭標を操舵室中央の窓に見て航行を続け、また、船長Bが本件釣り 場付近にA船を含む遊漁船を視認していたものの、B船に接近するこ とはないと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられ る。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死角を生じる船舶の船長は、常時レーダーの確認及び船首を振る 等の死角を補う見張りを行い、周囲に他船等がないかを必ず確 認すること。 ・ プレジャーボートの船長は、釣りをして漂泊中、自船に接近する 他船がないと思わず、十分に余裕がある時期に接近する他船を 認めることができるように継続的に周囲の監視を行うこと。 ・ 船長は、接近する他船を認めた際、汽笛を有効に活用して注意喚 起すること。

付図1 事故発生経過概略図



右舵をとり
本件灯浮標へ向けた

東防波堤

10時00分ごろ
遊漁を終了

09時30分ごろ
本件灯浮標を視認

水深10m等深線

北防波堤

約300m

09時50分ごろ以後
機関を停止させて
釣りの準備をしていた

本件灯浮標

09時30分ごろ
本件釣り場付近を視認

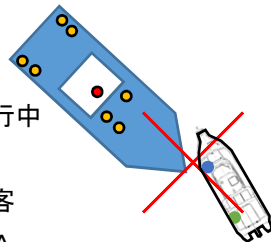
庄川の河口

A船：航行中

約6kn

●：釣り客

●：船長A



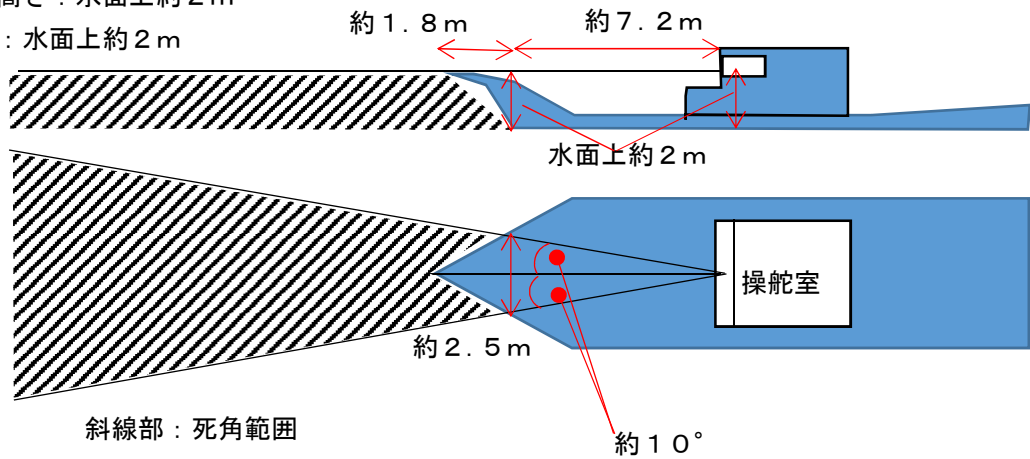
B船：漂泊中

●：船長B

●：同乗者B

付図2 A船の死角状況

船長Aの眼の高さ：水面上約2m
 船首部の高さ：水面上約2m



付図3 B船の一般配置図

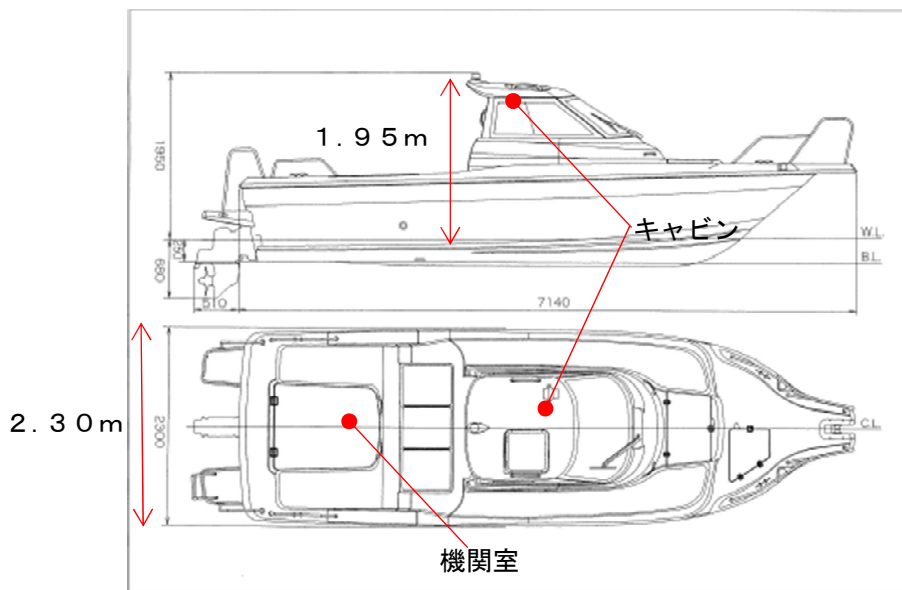


写真1 A船



写真2 B船

